

第6回新型コロナウイルス対策本部会議 次第

日時 令和2年3月13日(金)

16:00~

場所 危機管理防災センター
本部会議室

1 開会

2 議事

(1) フェーズの共有

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正

(3) 埼玉県新型感染症専門家会議の結果

(4) 国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策(第2弾)」の概要

(5) 学校における対応

臨時休業に伴う学習支援、過ごし方の指導、校庭の活用、学校給食について

(6) イベントの自粛等

(7) 職員の感染防止等

(8) Web会議の導入

(9) 経済団体等との意見交換の概要

(10) マスクの確保と配布

(11) その他

3 知事訓示

4 閉会

新型コロナウイルス感染症に関する対応状況

1 新型コロナウイルス感染症に関する電話相談（3月11日現在）

(1) 県相談窓口

- ア 開設日：令和2年1月24日（金）
- イ 体制：平日日中（各保健所）土日祝日中（保健医療政策課）夜間（#7119）
- ウ 相談件数： 25,158（990）
- エ 主な相談：感染不安 6,775（128）
受診先確認 7,599（401）
- オ 帰国者・接触者外来紹介： 188（11）

（ ）内は3月11日の相談件数

(2) 県民サポートセンター

- ア 開設日：令和2年3月1日（日）
- イ 体制：24時間
- ウ 相談件数： 5,812（726）
- エ 主な相談：受診先確認 2,117（256）
感染不安 1,603（127）
- オ 保健所への引継ぎ： 716（100）

（ ）内は3月11日の相談件数

2 帰国者・接触者外来（25か所）での診療者数（2月5日～3月11日）

	外来受診患者数〔人〕	（内 訳）			外来受診患者数のうち	
		相談センターからの紹介			新型コロナウイルス感染症又は疑いとして入院した患者数〔人〕	PCR検査実施件数
		有	無	不明		
計	270 (15)	166 (11)	78 (4)	26 (0)	52 (2)	170 (11)

（ ）内は3月11日の件数

3 県内の発生状況（3月12日 17:00現在）

No	発生日	患者(居住地)	概要	状況
1	令和2年2月1日(土)	30代男性 (県外)	第3便帰国者。無症状病原体保有者。	退院(2/19)
2	令和2年2月11日(火)	40代男性 (埼玉県)	第2便帰国者。自宅待機中発症。濃厚接触者2名。県内医療機関に入院中。	退院(3/5)
3	令和2年2月14日(金)	60代女性 (県外)	第3便帰国者。県内宿泊施設に滞在中に無症状病原体保有者となり県内医療機関に入院中。	退院(2/22)
4	令和2年2月21日(金)	6歳以下の男児 (埼玉県)	第2便帰国者。事案2の子。自宅待機中発症。濃厚接触者1名。県内医療機関に入院中。	退院(3/4)
5	令和2年3月5日(木)	60代男性 (行田市)	県職員。2月28日発熱。3月5日のPCR検査の結果、陽性。	入院中
6	令和2年3月5日(木)	50代男性 (上尾市)	警察官。2月24日発熱。3月5日のPCR検査の結果、陽性。	入院中
7	令和2年3月6日(金)	60代女性 (行田市)	No.5の妻。	入院中
8	令和2年3月6日(金)	30代女性 (行田市)	No.5の娘。	入院中
9	令和2年3月6日(金)	40代女性 (さいたま市)	会社員(都内勤務)。3月2日悪寒有。3月6日PCR結果 陽性判明。	入院中
10	令和2年3月8日(日)	40代男性 (富士見市)	会社員(都内勤務)。3月3日夜発熱。3月8日PCR結果 陽性判明。	入院中
11	令和2年3月10日(火)	50代男性 (入間市)	会社員(都内勤務)。3月5日夜発熱。3月10日PCR結果 陽性判明。	入院中
12	令和2年3月10日(火)	50代女性 (入間市)	入間市役所パート職員。3月5日発熱。3月10日PCR結果 陽性判明。	入院中

13	令和2年3月10日(火)	60代男性 (川越市)	会社員。3月5日発熱。3月10日PCR結果 陽性判明。	入院中
14	令和2年3月10日(火)	60代女性 (川越市)	No.13の同居家族	入院中
15	令和2年3月10日(火)	30代女性 (川越市)	No.13の同居家族	入院中
16	令和2年3月11日(水)	70代男性 (戸田市)	自営業(県内勤務)。3月2日発熱。3月11日PCR結果 陽性判明。エジプトクルーズ。	入院中
17	令和2年3月11日(水)	50代男性 (さいたま市)	会社員(県内勤務)。3月3日夜発熱。3月11日PCR結果 陽性判明。	入院中
18	令和2年3月12日(木)	60代女性 (戸田市)	No.16の妻。エジプトクルーズ。	入院予定
19	令和2年3月12日(木)	70代女性 (越谷市)	無職。3月4日咳、倦怠感。3月12日PCR結果 陽性判明。	入院予定
20	令和2年3月12日(木)	70代女性 (戸田市)	無職。3月3日夜発熱。3月12日PCR結果 陽性判明。No.18の知人。エジプトクルーズ。	入院予定
21	令和2年3月12日(木)	30代男性 (戸田市)	No.20の同居の子。	入院予定
22	令和2年3月12日(木)	20代女性 (さいたま市)	無職。3月3日発熱、咳出現。3月12日PCR結果 陽性判明。エジプトクルーズ。	入院予定
23	令和2年3月12日(木)	50代女性 (さいたま市)	No.22の母。	入院予定

4 入院患者数（3月12日 17:00現在）

	病床数	入院（内訳）			
		患者数	患者	無症状 病原体 保有者	陰性・ 確認中
計	70	18	17		1

5 PCR実施件数

埼玉県が実施した疑い例検査数（さいたま市、川越市、川口市実施分除く）：延べ344人
（3月12日現在）

	Phase1	Phase2	Phase3(現在)	Phase4	Phase5
状態	他国での流行	他国からの感染者による国内二次感染(国内発生期)	埼玉県での三次感染発生(県内発生期の進展)(疫学的リンク追跡可)	県内発生期の進展(疫学的リンク追跡不可)	三次感染の拡大(感染症病床及び個室ICUの上限に近づく程度)から大規模拡大
対応	国による水際対策と帰国者等の待機・監視	○患者の指定病床での加療 ○濃厚接触者のフォロー ○「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の設置 ○疑い患者の検査 ○医師会・医療機関等への情報提供 ○県民への情報提供	○接触者の健康観察 ○疫学調査(リンクの追跡) ○患者の指定医療機関への入院 ○県民への情報提供 ○ピークを遅らせる措置(不要不急の集会自粛要請まで) ○企業向け資金繰り融資の拡充	○臨床(一般病院)による治療の開始 ○一般病院での初期対応 ○検査体制の増強 ○ピーク遅らせる措置(学校・学級閉鎖等の基準づくり、実施まで) ○企業によるBCPと静養環境の段階的实施	○社会機能や通常診療をある程度犠牲にした診療体制の実施(全医療機関に外来対応要請、患者数に応じた入院医療機関追加要請、重症度に応じた病床使用(トリアージ)) ○各病院の院内感染対策強化
準備	検査・検査体制、相談体制、入院・隔離施設	専門家とのシナリオ協議、保健所間のビデオ会議等体制構築、医師会・病院会との情報共有など、臨床医や看護師に伝達するネットワーク構築、県庁の体制見直し、高齢者施設等の対応準備指示	プロアクティブな対処検討(室内用陰圧テント・アイソレーター・感染防護具等の確保、検査機器の増設 ※1)、医師会・医療機関等と一般病院での初期対応を協議(※2)、他部局・民間との連携	社会的機能の混乱を想定した持続可能な措置の検討	
県庁の対応	予算を伴った防疫措置、感染しないキャンペーン、医療機関での対策準備要請		全庁体制の構築、企業によるBCPと静養できる環境啓発、オフピーク出勤、対策会議の拡張、対応指針の作成、県主催イベントの中止		外出自粛要請、「臨時の医療施設」開設、緊急物資の配送要請等
広報	相談体制と過剰な反応抑制、	相談体制、情報統制、社会全体で弱者を守る啓発	啓発広報、感染者の行動を一定開示(※3)、感染による差別への対応、いじめ防止	感染による差別への対応	感染による差別への対応

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。(特措法第1条)

1. 平時から緊急事態宣言前までの措置

(1) 行動計画の作成等

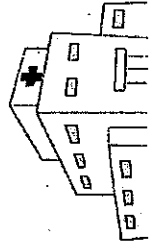
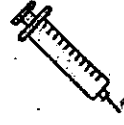
- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
- ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成
- ③ 物資及び資材の備蓄
- ④ 発生時に国、都道府県の対策本部を設置 ※まん延のおそれが高いと認めるとき
- ⑤ 発生時における特定接種(登録事業者(※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
※医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの
- ⑥ 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

※実施すべき区域等を公示

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 市町村の対策本部を設置
- ② 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示
- ③ 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ④ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ⑤ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑥ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収入
- ⑦ 埋葬・火葬の特例
- ⑧ 行政上の手続に係る期限の延長等(運転免許証等)
- ⑨ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の確な運用)等
- ⑩ 政府関係金融機関等による融資



新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症の流行を早期に終息させるために、徹底した対策を講じていく必要がある。
- 国民生活や経済、社会に重大な影響を与えるリスクに対し総合的な対策を講じられるよう、新型コロナウイルス感染症も新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)の対象となるよう、改正を行う。

改正の概要

1. 法の対象となる「新型インフルエンザ等」の定義の改正(第2条関係)

- 法の対象に新型コロナウイルス感染症を追加する(暫定措置)。

- 2. その他所要の改正を行う。

施行
期日

公布の日の翌日

緊急事態を宣言することで可能となる措置

主な想定される措置

- (1) 特定都道府県知事への権限付与
 - ① 外出自粛の要請
 - ② 学校、保育所等の福祉施設、興行場等の使用制限等の要請・指示・公表
 - ③ 催物の開催制限等の要請・指示・公表
 - ④ 特定都道府県知事による臨時の医療施設の開設
 - ⑤ 特定物資の売渡しの要請・収用
※医薬品、食品、燃料、医療機器、衛生用品（マスク等）等
 - ⑥ 緊急物資の運送の要請・指示
※国、都道府県が備蓄しているものや売渡し要請を行った物資 等
- (2) 行政上の手続に係る期限の延長等

等

第1回埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議 概要

1. 日時：令和2年3月9日（月）18：00～19：30

2. 会場：本庁舎2階庁議室

3 委員（敬称略 五十音順）

岡部 信彦 川崎市健康安全研究所 所長

金井 忠男 埼玉県医師会 会長

川名 明彦 防衛医科大学 教授

坂木 晴世 国立病院機構西埼玉中央病院専門看護師

松田 久美子 埼玉県看護協会 会長

光武 耕太郎 埼玉医科大学国際医療センター 医師

4 県側参加者

大野 元裕 知事

関本 建二 保健医療部長

本多 麻夫 保健医療部 参事

岸本 剛 衛生研究所 副所長

5. 主な意見

①検査関係

- PCR実施の判断基準、特に「医師の判断」の基準を明確にしてほしい。
- 症状がないが、ただ心配という場合、医学的にはPCRの適用にならない。
優先順位をつけないと重症な方が検査できなくなる。
- 医療従事者、高齢者、基礎疾患ある者も検査の優先順位が高い。
- 保険適用の民間検査の実施手順が医師に周知されていない。
- 感染防護のための検体の取り方も医療機関に周知することが必要。

②必要な医療体制

- 患者数のピークを想定する際、埼玉県で何件といわれてもピンと来ない。市町村や医療圏単位など細かい単位で示した方がイメージしやすい。
- 病院側からすれば、受入れの条件が明確に示されれば手を上げやすい。
- 何人受け入れられるか聞かれても現実的な数しか回答しない。ピークを想定したデータが先に出てくれば、具体的な対策につながる。

③特に配慮を要する者の外来・入院

- 産婦人科やガン専門病院では、地域において継続的に医療を提供できるよう、地域の状況に応じて医療機関の役割分担を明確にしておくべき。
- 人工透析を行う病院に陽性患者が出てクローズしても、濃厚接触していた透析患者に2週間自宅待機しろとは言えない。
- 妊婦に対し、家の中や外出時にこういう感染予防をするという保健指導をすべき。

④感染拡大防止

(家族内感染)

- 家族内感染は家族内に高リスク者がいるかいないかが重要。
- 新型インフルの時には、個別の事例ごとに感染予防の助言をした場合は、家族内感染が少なかった。看護協会などがガイドラインを作っている。

○日本環境感染症学会が注意事項をまとめている。また東北医科薬科大が感染予防のガイドブックをまとめている。

(子ども対策) ※学校の校庭開放

○子ども達が校庭で遊ぶこと自体は良いこと。

○注意しなければならないのは閉鎖された狭い空間。今のところオープンスペースでは感染しにくい。

(イベント開催基準)

○屋外はリスクが低い、その場合でも人が密集して動くのはまずい。

○札幌雪祭りでクラスターが発生しているのも、祭り自体が問題ではなく、テントなどで一緒に食事などしているのが原因と考えられる。

○具合の悪い人が参加しないことが大切。

⑤対策の移行のタイミング

○新型インフルエンザの時とは異なりフェーズの境があいまいで、対策移行のタイミング見極めは難しい。水際作成とクラスター潰しもやりながら、一般医療機関で診ていくという準備もしなくてはならないかもしれない。

○北海道は話題にはなったが、今のところ大きな流行にはなっていない。今はじわじわ来ている段階。

※その他の意見

○マスクが不足している中でどのように患者に接するかが課題。必要な衛生材料が確保できるよう、支援が必要。

○県のサポートセンターのように電話で交通整理するのは、均等に医療資源を分配するために有効。

○多くの人が感染しているが、治っている人もいる。安易に軽く考える訳ではないが、ほとんどの人は治る病気。退院した人の情報も示すべき。

○大切なのは重症化しそうな人にうつさないこと。

○普段かかっている医師から新型コロナに関する留意点を話してもらえると患者は安心すると思う。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 - 第2弾 - (ポイント)

令和2年3月10日
新型コロナウイルス感染症対策本部

- 国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う（財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円）。
- 今後とも、感染の状況とともに、地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく。

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

- ◆ **感染拡大防止策**
 - クラスター対策の専門家を地方公共団体へ派遣
 - 介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助
- ◆ **需給両面からの総合的なマスク対策**
 - ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、マスクの転売行為を禁止
 - 布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布
 - 医療機関向けマスク1,500万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布
 - マスクメーカーに対する更なる増産支援
- ◆ **PCR検査体制の強化**
 - PCR検査設備の民間等への導入を支援し、検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)
 - PCR検査を保険適用(公費補助により引き続き自己負担なし)
- ◆ **医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速**
 - 緊急時に5,000超の病床確保と人工呼吸器等の設備整備支援
 - AMED等の活用による治療薬等の開発加速
- ◆ **症状がある方への対応**
 - 傷病手当金の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底
- ◆ **情報発信の充実**
 - 政府広報等の活用等による、わかりやすく積極的な広報(典型的な臨床情報等)
 - 在留外国人、外国人旅行者に対する多言語での適切迅速な情報提供

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

- ◆ **保護者の休暇取得支援等**
 - 正規・非正規を問わない新たな助成金制度の創設(10/10、日額上限8,330円)
 - 委託を受けて個人で仕事をする方も支援(一定の要件を満たす方：日額4,100円)
- ◆ **個人向け緊急小口資金等の特例**
 - 緊急小口資金等の特例の創設(緊急小口10万円→20万円、無利子、償還免除等)
- ◆ **放課後児童クラブ等の体制強化等**
 - 午前中から放課後児童クラブ等を開所する場合等の追加経費を国費(10/10)支援
 - ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免分を国費(10/10)支援
 - 企業主導型ハビテーション利用者支援事業の3月の割引券上限引上げ(月24枚→120枚)

◆ 学校給食休止への対応

- 臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請、国による費用負担支援
- 給食調理業者、食品納入業者、酪農家等へのきめ細かい各種支援

◆ テレワーク等の推進

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応

◆ 雇用調整助成金の特例措置の拡大

- 特例措置の対象を全事業主に拡大、対象の明確化(一斉休業等)、1月週及適用
- 特別な地域における助成率の上乗せ(中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3)等
- ◆ **強力な資金繰り対策** ※緊急対応策関連の金融措置：総額1.6兆円規模
 - 「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を創設(5,000億円規模)し、金利引下げ、さらに中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援
 - 信用保証協会によるセーフティネット4号(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)
 - 日本政策投資銀行(DBJ)及び商工中金による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サブプライチエーン再編支援(2,040億円)
 - 民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請

◆ サプライチェーン毀損への対応

- 国際協力銀行(JBIC)の「成長投資ファンドリイ」等の活用(最大5,000億円規模)
- DBJによる国内サブプライチエーン再編支援(再掲)

◆ 観光業への対応

- 魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の誘客先の多角化等支援
- 事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討

◆ 生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等

- ◆ **新たな法整備(令和2年3月10日閣議決定)**
 - 新型コロナウイルス感染症に新型コロナウイルスインフルエンザ等対策特別措置法を適用
- ◆ **水際対策における迅速かつ機動的な対応**
 - 上陸拒否・査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応
- ◆ **行政手続、公共調達等に係る臨時措置等**
 - 確定申告期限の延長(令和2年4月16日まで)、運転免許の更新の臨時措置等
 - 公共工事等の柔軟対応(工期の延長等)や繰越の弾力的対応
- ◆ **国際連携の強化**
 - WHO等による緊急支援への貢献
- ◆ **地方公共団体における取組への財政支援**

学校における対応について

令和2年3月13日

教育局

県内公立学校（特別支援学校を除く）については、感染拡大防止の観点を踏まえ、春休み開始までの間、臨時休業としている。学校における対応は次のとおり。

1 臨時休業に伴う学習支援

- ・家庭学習用の学習課題の提示や家庭訪問等により学習状況を確認。
- ・公立小・中学校等における未指導部分の授業実施期間の確保。

2 臨時休業における過ごし方の指導について

- ・感染予防の励行など日常的に注意すべきことの注意喚起。
- ・心配事があった場合の相談窓口の紹介。
- ・自宅でできる運動を紹介。

3 学校給食について

- ・食材納品業者の経営が厳しい状況となるため、給食の安定供給に課題。
- ・発注から納品まで2週間を要するため、給食再開に向けた対応。
- ・食材納入業者に対する緊急救済の国への要望。

4 公立学校の校庭の活用

- ・児童生徒の運動不足やストレス解消のため、公立小・中学校等の校庭の活用。
- ・県立高校においても、小・中学校から相談があった場合には開放。
- ・感染防止や事故防止など活用時の留意事項の市町村・学校への提示。

県主催イベント等の取扱いについて

令和2年3月13日

危機管理防災部

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ観点から、3月末まで県主催イベントについては、次のとおりとする。

- 1 大規模なイベント、不特定多数が集まる行事については、原則、中止または延期する。
- 2 参加人数にかかわらず、主として高齢者や妊婦等の参加が見込まれる場合は、原則、中止または延期する。

※ ただし、次の場合は、感染防止対策を徹底するとともに、規模の縮小、開催方法の工夫など必要な措置を講じる。

- ・ 卒業式などこの期間に実施する必要がある、やむを得ず開催する場合
- ・ 不特定多数の人が密集しない屋外でのイベントや行事の場合

※ 指定管理者に対しては県の考え方を伝え、同様の対応を要請する。

<感染防止対策例>

- ・ 風邪の症状がある方の参加を控えていただく
- ・ マスク着用・頻繁な手洗いの奨励
- ・ 会場のこまめな換気
- ・ 飲食の提供の中止

など

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた 県職員の服務上の取扱い等

服務上の取扱い

職員に風邪の症状がある場合

風邪症状のある親族等との
長時間の接触があった場合

➤ 感染拡大防止のため、出勤を自粛

新型コロナウイルスの感染
が疑われる場合

➤ 新型コロナウイルスの検査に要する期間
及び観察期間

濃厚接触者として停留の措
置を受けている場合

➤ 検疫法に基づき、空港等に停留された場合

感染した場合
(就業が制限された場合)

➤ 感染症法に基づく就業制限の対象の場合

小学校等が臨時休業となり
子供の世話が必要な場合

➤ 職員以外に世話を行う者がいない場合

出勤を自粛
(交通途絶休暇)

解熱後、服薬のない状
態で2日程度は体調変
化に注意するよう指示

出勤を自粛
(職務専念義務免除)

出勤不可
(交通途絶休暇)

出勤不可
(職務専念義務免除)

休暇取得可
(交通途絶休暇)

職員の感染防止に向けた対応

1 時差通勤の弾力的な運用

- 公務の運営に支障がない範囲で実施
- 全職員が対象(特に妊娠中の職員や基礎疾患等のある職員、通勤時に混雑した電車等に長時間乗車する職員の利用を促進)

2 テレワーク(在宅勤務)の活用

- 公務の運営に支障がない範囲で実施
- 全職員が対象
- 利用日数の制限なし

3 通勤方法の変更

- 公共交通機関から自転車、徒歩等への一時変更が可能

4 会議や研修の参加又は開催する際の感染予防

- 大人数の職員を集める会議や研修等をやむを得ず開催する場合は、時期や開催方法(Web会議や通知による周知に変更するなど)について十分検討を行う

5 職員の健康管理

- 出勤を自粛している職員の健康状態の把握
(「体調不良時の健康把握票」によるチェック)

○上記事項の徹底を図るため、各所属長に対して繰り返し通知(2月21日、27日、28日、3月2日、6日)

○指定管理者等に対しても、感染拡大防止のため、県の通知を参考に社員の健康管理に留意するよう各課所を通じて依頼(3月6日)

人第1112号
令和2年3月10日

各所属長 様

人事課長
改革推進課長

管理職員のテレワーク（在宅勤務）利用者登録について（通知）

本県職員について新型コロナウイルスに関連した感染症の症例が確認されました。これを踏まえ職員の感染時における業務執行体制を確保するため、下記のとおり管理職員について速やかにテレワーク（在宅勤務）の利用を申請し登録を行ってください。

また、登録後はテレワーク（在宅勤務）のシステム利用又はテストにより、利用に支障がないか確認をお願いします。

記

1. 対象職員

管理職員2名（所属長及び副課長級職員1名）

- ▶副課長級職員が複数名いる場合は業務上優先すべき事項等により対象職員を選定してください。

2. 申請方法

- ①http://bunya/docs/2020021900057/files/shinseisyo_20200303.xlsxから、申請フォーマットをダウンロードしてください。
- ②フォーマットに必要事項を入力の上、主管課に提出してください。

3. システムの利用方法

利用申請登録後に、個人宛に送信されるメールを御確認ください。

（参考）

「新型コロナウイルス感染症に係るテレワーク（在宅勤務）について」

<http://bunya/docs/2020021900057/>

（服務）人事課管理担当 2437

（テレワーク）改革推進課A1推進担当 2442

人 第 1 1 3 1 号

令和2年3月13日

各 所 属 長 様

人 事 課 長

新型コロナウイルス感染症に係る時差通勤等の積極的な対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る職員の勤務については、既に「新型コロナウイルス感染症に係る職員の勤務等及び感染予防の徹底について（通知）」（令和2年3月2日付人第1089号）により周知したところです。

新型コロナウイルス感染症について、政府の「第19回新型コロナウイルス感染症対策本部」（令和2年3月10日開催）においては、引き続き、国内の急速な感染拡大を回避するために極めて重要な時期にあるとされました。

つきましては、業務執行体制を確保の上、下記のとおり対応の継続をお願いします。

記

3月15日までとしていた、時差通勤やテレワーク（在宅勤務）、年次休暇の積極的な対応については、**当分の間**、これを継続することとします。

管理担当 2437

新型コロナウイルス対策にかかる Web 会議の導入について

令和 2 年 3 月 1 3 日

企画財政部

新型コロナウイルス対策について、休日、夜間においても対応できるように Web 会議を導入する

1 対象者

知事、両副知事、知事室長、関係部長等

2 導入時期

令和 2 年 3 月 1 4 日（土）から

経済団体等との意見交換の概要

産業労働部

新型コロナウイルス感染症の拡大による県内企業への影響についてお伺いするため、県内経済団体や業界団体の代表者等にお越しいただき、意見交換を行った。

1 日時

令和2年3月11日(水) 13:30~14:45

2 会場

本庁舎2階知事室

3 出席者

(1) 経済団体等

池田 一義	(一社) 埼玉県商工会議所連合会	会長
野崎 友義	(一社) 埼玉県商工会議所連合会	副会長
三村 喜宏	埼玉県商工会連合会	会長
小林 忠司	埼玉県商工会連合会	副会長
伊藤 光男	埼玉県中小企業団体中央会	会長
小谷野和博	埼玉県中小企業団体中央会	副会長
神戸 武士	埼玉県菓子工業組合	理事長
浅子 和世	(一社) 埼玉県旅行業協会	会長

(2) 埼玉県

大野 元裕	知事
加藤 和男	産業労働部長

4 主な意見

- 県制度融資などを活用して企業の資金繰りを支援していただきたい。
- 雇用調整助成金の申請手続の簡素化や迅速な支給を国に要望していただきたい。
- 経済支援策について分かりやすく提示していただきたい。

マスクの緊急配布について

令和2年3月13日

産業労働部

県が独自に調達できたマスクを、国の支援が受けられない施設等に配布する。

- 1 配布枚数 10万枚
- 2 配布先 透析患者 194医療機関、約18,000人
特別支援学校 42校、約5,400人
- 3 配布時期 3月中旬

大野元裕埼玉県知事からのメッセージ

令和2年3月13日

県民の皆様へ

2月27日に政府から小中学校等における臨時休業を要請する方針が示されて以来、県民の皆様にはご不便をおかけしていることと思います。

本県においても、3月5日に初めて武漢市からの帰国者以外の事例が発生して以来、1週間で19名の感染者が発生したところです。現在、感染拡大による健康被害を抑える上で、極めて重要な時期に差し掛かっております。

本日、第6回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、専門家の助言や経済団体からの意見、10日に打ち出された国の緊急対応策を踏まえ、本県としての対応策を早急に検討するよう指示したところです。

今後とも県民の皆様への正確で分かりやすい情報提供に一層努めると同時に、県庁ワンチームで新型コロナウイルスに対して、医療、教育、経済、雇用などあらゆる分野に関して迅速に対策してまいりたいと思います。

県民の皆さまにおかれましては、「正しく恐れる」ことが最大の予防策であるということに変わりはありません。「うつらない」「うつさない」を徹底していただくとともに、不要・不急な集まりを避け、特に高齢の方、持病をお持ちの方については人混みを避けていただき、予防策に努めていただきますようお願い申し上げます。

事業者の皆様へ

先日経済団体の皆様と意見交換をさせていただき、感染拡大に伴う売上げの減少や厳しい資金繰り等様々なお話を伺わせていただきました。

県内企業におかれましては、感染拡大に伴い、イベントの自粛やキャンセルの増加、生産・工事の遅れなど、業種・規模にかかわらず、様々な分野の経営に影響が及んでいるものと承知しております。

県としては、国の緊急対応策も踏まえつつ、影響を最小にするためにしっかりと支援策を講じてまいります。

県内企業におかれましては、引き続き円滑な休暇取得や、それが可能となる職場環境づくりを進めていただくよう御協力をお願い申し上げます。

国への要望

国においては、緊急対応策の打ち出しや小中学校等の一斉臨時休業の要請等、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて全力で取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。

埼玉県においても、新型コロナウイルス対策本部をいち早く設置し、専門家会議の助言もいただきながら、感染拡大防止対策に全力で取り組んでいるところです。

感染拡大の影響は、業種・規模に関わらず様々な分野の企業・事業者の経営に及んでいると同時に、従業員等の収入減少など雇用の悪化も進んでいます。

このような中で、一日も早くこの課題を終息させ、県民の命と健康を守り、暮らしへの影響を最小にするためには、さらなる経済対策を講じるなど、前例のない思い切った対策が必要と考えております。

については、国に対して以下を要望してまいります。

- (1) 医療・検査体制の強化
- (2) 学校臨時休業への対策
- (3) 影響を受ける企業等への支援
- (4) 雇用の維持と従業員等の収入の安定への対応
- (5) 財政的な支援